

○近江八幡市コミュニティセンター管理運営規則

平成22年3月21日

規則第28号

改正 平成24年4月1日規則第19号

平成24年9月28日規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、近江八幡市コミュニティセンター条例（平成22年近江八幡市条例第36号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、近江八幡市コミュニティセンター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 センターにセンター長を置き、その他必要な職員を置くことができる。

2 特別職によるセンター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 市長は、特別の事情があると認めるときは、センター長の任期中でも、これを解任することができる。

(職員の職務)

第3条 センター長は、上司の命を受けてセンター業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 その他職員は、センター長の命を受けて担当業務に従事する。

(専決)

第4条 センター長は、次に掲げる事項を専決することができるものとする。

(1) 施設の管理運営に関すること。

(2) 施設等の使用許可に関すること。

(3) 使用料の徴収及び減免に関すること。

(4) 軽易な調査、報告、届出、通知、照会、回答等に関すること。

(5) 物品材料の購入及び見積書の受理・検収に関すること。

(6) 職員の市内出張命令に関すること。

(職員の勤務時間)

第5条 職員の勤務時間は、近江八幡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成22年近江八幡市規則第38号）の定めるところによる。

（使用の申込み）

第6条 条例第6条の規定によりセンターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、近江八幡市コミュニティセンター使用許可申請書（別記様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項に定める使用許可申請書の受付期間は、使用日の属する月の1月前の初日から使用日の前日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、センター長は、市長の承認を得て使用許可申請書の受付期間を変更することができる。

（使用の許可等）

第7条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、これを許可したものについては、近江八幡市コミュニティセンター使用許可書（別記様式第2号。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、条例に定める使用料を、別に定める納付書により納付しなければならない。

（使用の取消し及び変更の手続）

第8条 使用者が、センターの使用を取り消し、又は使用時間若しくは使用内容を変更しようとするときは、取消しの場合は直ちに、変更の場合は使用日3日前までに、近江八幡市コミュニティセンター使用取消・変更許可申請書（別記様式第3号）に、既に交付した使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、これを許可したものについては、近江八幡市コミュニティセンター使用取消・変更許可書（別記様式第4号）を交付する。この場合において、使用者は、使用時間又は使用内容の変更を許可されたことにより、既納の使用料に不足を生じたときは、当該不足分を、直ちに納付しなければならない。

（使用許可の取消し等）

第9条 条例第7条の規定により、使用許可を取り消し、又はその使用を中止させ、

若しくは変更させる場合には、近江八幡市コミュニティセンター使用許可取消・中止・変更通知書（別記様式第5号）により、直ちにその旨を通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

（使用料の減免）

第10条 条例第8条第2項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第6条の規定による使用許可申請書とあわせ近江八幡市コミュニティセンター使用料減免申請書（別記様式第6号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、次に規定する登録団体及び第12条に規定する特定団体は、この限りでない。

2 前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、減免の決定について近江八幡市コミュニティセンター使用料減免決定通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

3 使用料の減免の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

（1） 市の行政機関、附属機関及び行政目的達成のため設置されたと認められる機関・外郭団体が使用する場合 基本使用料の100分の100に相当する額

（2） 第12条の規定に基づき指定された特定団体が使用する場合 基本使用料の100分の100に相当する額

（3） 第11条の規定に基づき登録された団体が使用する場合 基本使用料の100分の50に相当する額

（4） 市が共催する行事等のために使用する場合 基本使用料の100分の50に相当する額

（平24規則41・一部改正）

（登録団体）

第11条 センター関係団体は、使用料の減免措置を受けようとする場合は、近江八幡市コミュニティセンター関係団体登録申請書（別記様式第8号）及び誓約書（別記様式第9号）を市長に提出して登録を申請することができる。

2 市長は、前項に規定する申請のあった団体について、登録を受ける対象となる団体の構成員が、次の各号のいずれにも該当していないことを代表者に誓約させた上

で登録の可否を決定するものとする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

(3) 自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

3 前項の決定により登録された団体（以下「登録団体」という。）に係る登録の有効期限は、登録決定された日の属する年度及び翌年度までの2年とする。ただし、翌年度において登録決定された団体は、登録決定された当該年度限りとする。

4 登録団体は、第1項の申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

5 市長は、登録団体がその趣旨に適合しなくなったと認めるとき又は登録団体に第11条第2項に該当するものが判明した場合は、当該登録を取り消すことができる。

6 市長は、前項の規定に基づき登録を取り消した場合は、登録団体及び登録団体の代表者に対し登録日以降に減免した使用料に相当する額を納付させることができる。

（平24規則19・一部改正）

（特定団体）

第12条 市長は、特にセンターの管理運営に貢献し、又はこれを援助すると認める団体を特定団体として指定するものとする。

2 指定期間は、2年間とする。

（使用者等の遵守事項）

第13条 使用者及び入館者は、センター内において、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 許可された施設、附属設備等以外のものを使用しないこと。
- (3) 許可された使用時間を厳守するとともに、清掃等後始末を行うこと。
- (4) 許可なくして火気を使用しないこと。
- (5) 許可なくして建物等に貼紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (6) 許可なくして物品の販売をし、又は金品の寄附募集行為をしないこと。
- (7) 定められた場所以外で飲食及び喫煙をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、センター長が特に指示した事項

2 センター長は、センターの利用者が前項に定める事項を守らないときは、センターへの入館を拒否し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(係員の立入り)

第14条 市長は、センターの管理運営上必要と認めるときは、使用している施設に係員を立ち入らせることができる。

2 前項の場合において、利用者は、当該係員の職務上の立入りを拒むことができない。

(事務分掌)

第15条 センターにおいて取り扱う事務は、次のとおりとする。

- (1) 施設の維持管理に関すること。
- (2) 使用許可に関すること。
- (3) センターの利用調整に関すること。
- (4) 調査、統計及び記録に関すること。
- (5) 公印の管守に関すること。
- (6) 文書の取扱いに関すること。
- (7) 備品・資材の供用に関すること。
- (8) 緊急通報に関すること。
- (9) 物品請求、購入等に関すること。
- (10) 備品及び消耗品の出納並びに保管に関すること。

(11) まちづくり協議会その他関係団体との連絡調整に関すること。

(12) その他、センターの管理運営に関すること。

(公印)

第16条 センターが使用する公印の名称、用途等は、別表第1のとおりとし、そのひな型は、別表第2のとおりとする。

(簿冊)

第17条 センターに次の簿冊を備えなければならない。

(1) センター使用日誌

(2) センター関係団体機関の役員名簿

(3) センター関係団体登録台帳

(4) その他、市長が必要と認める簿冊

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の近江八幡市コミュニティセンター管理運営規則（平成22年近江八幡市規則第 号）の規定に基づきなされた処分、手続その他行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 第2条の規定にかかわらず、特別職のセンター長の任期は、平成22年3月21日から平成24年3月31日までとする。

付 則（平成24年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年規則第41号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第16条関係）

	名称	寸法mm	用途	管守者
1	近江八幡市八幡コミュニティセンター長之印	方21	八幡コミュニティセンター長名をもって発する一般公文書用	八幡コミュニティセンター長
2	近江八幡市島コミュニティセンター長之印	方21	島コミュニティセンター長名をもって発する一般公文書用	島コミュニティセンター長
3	近江八幡市沖島コミュニティセンター長之印	方21	沖島コミュニティセンター長名をもって発する一般公文書用	沖島コミュニティセンター長
4	近江八幡市岡山コミュニティセンター長之印	方21	岡山コミュニティセンター長名をもって発する一般公文書用	岡山コミュニティセンター長
5	近江八幡市金田コミュニティセンター長之印	方21	金田コミュニティセンター長名をもって発する一般公文書用	金田コミュニティセンター長
6	近江八幡市桐原コミュニティセンター長之印	方21	桐原コミュニティセンター長名をもって発する一般公文書用	桐原コミュニティセンター長
7	近江八幡市馬淵コミュニティセンター長之印	方21	馬淵コミュニティセンター長名をもって発する一般公文書用	馬淵コミュニティセンター長
8	近江八幡市北里コミュニティセンター長之印	方21	北里コミュニティセンター長名をもって発する一般公文書用	北里コミュニティセンター長
9	近江八幡市武佐コミュニティセンター長之印	方21	武佐コミュニティセンター長名をもって発する一般公文書用	武佐コミュニティセンター長

		る一般公文書用	
--	--	---------	--

別表第2 略

別記様式第1号(第6条関係)

近江八幡市コミュニティセンター使用許可申請書

年 月 日				
近江八幡市長あて				
申請者 団体名 代表者 住 所 氏 名 連絡先				
次のとおり、 コミュニティセンターを使用したいので、許可くださるよう申請します。使用に当たっては、規則の規定を遵守します。				
使 用 目 的				
使 用 日 時	年 月 日() 時 分～ 時 分			
使 用 室 名				
使 用 備 品 名				
入 場 予 定 者 数				
使 用 責 任 者	(住所)	(氏名)	(電話)	
参 考 事 項	<input type="checkbox"/> 登録団体 <input type="checkbox"/> 特定団体			
※使用料、必要経費	円			
※許可年月日	年 月 日 許可番号第 号			
※決 裁 欄	課 長	センター長	受付	

別記様式第2号(第7条関係)

<p>近江八幡市コミュニティセンター使用許可書 (コミュニティセンター) 年 月 日</p> <p>近江八幡市長 印</p> <p>あなたから申請のありましたコミュニティセンターの使用については、裏面のとおり許可しますので、納付期限までにこの用紙を下記の金融機関へご持参の上(切り離さずに)、使用料を納付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付場所 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>近江八幡市指定金融機関 近江八幡市指定代理金融機関 近江八幡市収納代理金融機関</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・納付期限までに納付されない場合は、使用許可を取り消します。 ・この許可書は、使用日当日ご持参ください。 	<p style="text-align: center;">コミュニティセンター使用料 納付通知書兼領収書</p> <hr/> <p>帳票 年度 区分 会計</p> <p>主管課コード</p> <p>款 項 目 節 細 節</p> <p style="text-align: center;">事業コード</p> <p style="text-align: right;">金額 円</p> <hr/> <p>住所</p> <p>氏名 (団体名) 様</p> <hr/> <p>許可番号No. ~</p> <hr/> <p>使用日 年 月 日</p>						
<p>使用条件</p> <p>(1) ストープ、ガス台などの後片付けを完全にし、火災予防の責任を果たすこと。</p> <p>(2) 目的外に使用しないこと。</p> <p>(3) その他(別紙)</p>	<p>納期限 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">使用場所</td> <td style="width: 50%;">使用時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">時 分～ 時 分</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">時 分～ 時 分</td> </tr> </table> <p>上記の金額を納付期限までに納入してください。</p> <p style="text-align: right;">領収日付印</p> <p>上記の金額を領収しました。 近江八幡市 指定金融機関 収納代理金融機関 領収日付印のないものは無効です。</p>	使用場所	使用時間		時 分～ 時 分		時 分～ 時 分
使用場所	使用時間						
	時 分～ 時 分						
	時 分～ 時 分						

別記様式第3号(第8条関係)

近江八幡市コミュニティセンター使用取消・変更許可申請書

年 月 日			
近江八幡市長あて			
申請者		団体名 代表者 住 所 氏 名 連絡先	
次のとおり、コミュニティセンターの使用に当たり 取消・変更 の許可を受けたく申請します。			
許 可 番 号			
使 用 目 的			
取消・変更理由 (具体的に)			
	許可を受けた内容	取消・変更の内容	
使 用 日 時	年 月 日() 時 分～ 時 分	年 月 日() 時 分～ 時 分	
使 用 場 所			
そ の 他			
※ 使 用 料 等	円		
許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	
※ 決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 許可する <input type="checkbox"/> 許可しない		
※決 裁 欄	課 長	センター長	受付

別記様式第4号(第8条関係)

近江八幡市コミュニティセンター使用取消・変更許可書

年 月 日		
様		
コミュニティセンター長		印
次のとおり、コミュニティセンターの使用に当たり 取消・変更 の許可を決定したので通知します。		
許 可 番 号		
使 用 目 的		
取 消 ・ 変 更 理 由 (具 体 的 に)		
	許可をした内容	取消・変更した内容
使 用 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
使 用 場 所		
使 用 料 等		
差 引 額		

(注) 使用料の差引額は、別記納付書で指定金融機関等に納入してください。
なお、使用される当日に領収書をコミュニティセンター職員に提示してください。

別記様式第5号(第9条関係)

近江八幡市コミュニティセンター使用許可取消・中止・変更通知書

年 月 日	
様	
コミュニティセンター長	
印	
申請により次のとおり使用を許可しましたが、下記記載の理由によりその使用許可を取消・中止・変更 しますので通知します。	
許 可 番 号	
許 可 年 月 日	
使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日() 時 分～ 時 分
使 用 室 名	
使 用 備 品 名	
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 取消 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 変更
理 由	
返納する使用料	
備 考	

別記様式第6号(第10条関係)

近江八幡市コミュニティセンター使用料減免申請書

年 月 日	
近江八幡市長あて	
申請者 団体名 代表者 住 所 氏 名 電 話	
次のとおり、コミュニティセンターを使用するに当たり、使用料の減免を受けたく申請します。	
許 可 番 号	
使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日() 時 分～ 時 分
使 用 室 名	
使 用 責 任 者	(住所) (氏名) (電話)
近 江 八 幡 市 共 催 の 場 合	担当部課名 担当者
	共催の分かる文書等を添付してください。
減 免 の 理 由	<input type="checkbox"/> 第1号 市の行政機関、附属機関及び行政目的達成のため設置されたと認められる機関・外郭団体が使用する場合 <input type="checkbox"/> 第4号 市が共催する行事等のために使用する場合
※ 決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない
※ 決 定 減 免 率	<input type="checkbox"/> 100% <input type="checkbox"/> 50% <input type="checkbox"/> 30%
※ 決 裁 欄	課 長 センター長 受付

別記様式第7号(第10条関係)

近江八幡市コミュニティセンター使用料減免決定通知書

年 月 日	
様	
コミュニティセンター長 印	
次のとおり、 コミュニティセンターを使用するに当たり、使用料の減免を決定したので通知します。	
許 可 番 号	
使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日() 時 分～ 時 分
使 用 室 名	
使 用 責 任 者	(住所) (氏名) (電話)
近 江 八 幡 市 共 催 の 場 合	担当部課名 担当者
	共催の分かる文書等を添付してください。
減 免 の 理 由	<input type="checkbox"/> 第1号 市の行政機関、附属機関及び行政目的達成のため設置されたと認められる機関・外郭団体が使用する場合 <input type="checkbox"/> 第4号 市が共催する行事等のために使用する場合

別記様式第8号(第11条関係)

近江八幡市コミュニティセンター関係団体登録団体登録申請書

年 月 日						
近江八幡市長あて						
申請団体 代表者名 連絡先						
近江八幡市コミュニティセンターの管理運営規則第11条第1項の規定に基づき、下記のとおりコミュニティセンター関係団体の登録を申請します。						
団 体 名						
登 録 先 コ ミ ュ ニ テ イ セ ン タ ー						
結 成 年 月	年	月	会 費	円/月・年		
会 員 数						
代 表 者	住 所					
	氏 名					
	電 話 番 号					
活 動 内 容						
※ 決 裁 欄	市 長	部 長	課 長	セ ン タ ー 長	合 議	登 録 番 号
						No.

別記様式第9号（第11条関係）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、近江八幡市から下記の事項を確認するため、構成員名簿等の情報提供を求められたときは、速やかに提出するとともに、近江八幡警察署に対し、必要に応じて照会することについて承諾します。

記

- 1 私ども _____ 及びその構成員は、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - (3) 自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 前項の第2号から第6号までの者が、その運営に実質的に関与している団体ではありません。
- 3 第1項の各号に該当することが判明し、市長が必要と認める場合は、コミュニティセンターの使用料の減免額に相当する額を納付します。

年 月 日

近江八幡市長 様

〔代表者住所〕

住 所 _____

〔団体名・代表者名〕

（ふりがな）

氏 名 _____

Ⓜ

〔代表者の生年月日・性別〕

生年月日 _____（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日 性別（男・女）

団体構成員数 _____ 名

別記様式第1号（第6条関係）

別記様式第2号（第7条関係）

別記様式第3号（第8条関係）

別記様式第4号（第8条関係）

別記様式第5号（第9条関係）

別記様式第6号（第10条関係）

（平24規則41・一部改正）

別記様式第7号（第10条関係）

（平24規則41・一部改正）

別記様式第8号（第11条関係）

別記様式第9号（第11条関係）

（平24規則19・追加）